

# 東京都・区市町村CIOフォーラム設置要綱

(制定) 令和3年5月21日  
3デ戦戦第130号

## (目的)

第1条 東京都CIO（情報統括責任者）及び都内区市町村のCIO等（以下「CIO」という。）が相互に密接な連携と協力を深め、電子自治体の構築や行政施策へのICT活用等の諸課題に関して、テクノロジー情報や導入ナレッジの共有化を通じて、東京都及び各区市町村におけるデジタルトランスフォーメーション施策の推進に寄与することにより、行政のデジタル化を促進し、東京都及び各区市町村における行政サービス品質の向上を図ることを目的として、東京都・区市町村CIOフォーラム（以下「CIOフォーラム」という。）を設置する。

## (活動範囲)

第2条 CIOフォーラムにおける活動範囲は以下のとおりとする。

- (1) クラウド利用、手続きのデジタル化等のデジタルガバメントに関すること。
- (2) オープンデータ、EBPM等のデータ利活用に関すること。
- (3) 高齢者等のデジタルデバイド是正策に関すること。
- (4) ICT人材の確保、育成等に関すること。
- (5) その他、区市町村行政のデジタル化に向けた課題に関すること。

## (組織)

第3条 CIOフォーラム全般の指揮及び責任者として、CIOフォーラム長を置く。

- 2 CIOフォーラム長は、デジタルサービス局に関することを担任事項とする副知事の職にある者をもって充てる。
- 3 CIOフォーラム長を補佐し、命を受け、所掌事項に係る立案等を行うための職員（以下「CIOフォーラム長補佐官」という。）を置き、デジタルサービス局戦略部長をもって充てる。
- 4 CIOフォーラム長補佐官は、CIOフォーラム長に事故があるとき又はCIOフォーラム長が欠けたとき、その職務を代理する。
- 5 CIOの意見等を集約し、関係機関へ要望等を行う者として、チェアマンを置く。
- 6 チェアマンは、原則としてCIOフォーラム内における互選により選出する。

7 C I Oフォーラムの事務局はデジタルサービス局戦略部戦略課をもって充てる。

(会議体)

第4条 C I Oフォーラム長は、年2回を目安にC I Oを招集しC I Oフォーラムを主宰する。なお、C I Oの補助員については東京都・区市町村 I T推進協議会委員と兼ねる。

2 C I Oフォーラム長は、必要に応じてテーマ別ワーキンググループ（以下「WG」という。）を設置することができる。なお、WGの参加者は東京都・区市町村 I T推進協議会に設置される各検討部会員と兼ねる。

第5条 この要綱に定めるもののほか、C I Oフォーラムの設置に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この要綱は、令和3年5月21日から施行する。